

〈水質基準に関する省令に定める項目の検査頻度等の設定理由〉

	項目	検査回数等の設定理由
検査回数低減不可	A 一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物(全有機炭素(TOC)の量)、pH値、味、臭気、色度、濁度	・水道法施行規則で、概ね1箇月に1回以上、検査することが義務付けされています。
	B シアン化物イオン及び塩化シアン、塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、プロモジクロロメタン、プロモホルム、ホルムアルデヒド	・水道法施行規則で、概ね3箇月に1回以上、検査することが義務付けられています。なお、項目は消毒により、生成する可能性がある項目です。
検査回数低減可能項目	C アルミニウム、鉄	・規則に基づくとともに、利便上問題となる赤水等の主な原因物質ですので、年4回(概ね3箇月に1回)としました。 ・配水元と給水末端での水質を比較するため、各系統末端(佐屋配水場系統:愛厚ホーム佐屋苑、弥富配水場系統:大藤保育所、立田配水場系統:船頭平閘門公園)に合わせて3箇所の配水場で年4回検査します。
	D ジエオスミン、2-メチルインボルネオール	・過去3年間の結果は基準値の1/10以上の箇所がみられました。 ・系統境については、当水道企業団の基本規則に基づいて1年間に1回検査する事としました。 (佐屋配水場系統:十四山保育所、弥富配水場系統:東浜中央緑地) ・系統末端については、夏季(7月～9月)に頻度を追加し、年4回検査します。 (佐屋配水場系統:愛厚ホーム佐屋苑、弥富配水場系統:大藤保育所、立田配水場系統:船頭平閘門公園)
E	カドミウム、水銀、セレン、鉛、ヒ素、六価クロム、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、フッ素、ホウ素、四塩化炭素、1,4-ジオキサン、シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、亜鉛、銅、ナトリウム、マンガン、硬度、蒸発残留物、陰イオン界面活性剤、非イオン界面活性剤、フェノール類	・フッ素、蒸発残留物については、基準値の1/10以上2/10未満でしたので、規則に基づいて1年間に1回検査する事としました。 ・その他の項目については、過去3年間の結果は基準値の1/10以下であるため、規則では3年間に1回の検査頻度まで低減する事が可能ですが、安全性を考慮し年1回検査する事としました。
その他	・水質管理上留意すべきものとして定められた水質管理目標設定項目については、優先度が高いとされた項目のうち、ニッケル、ジクロロアセトニトリル、抱水クロラール、従属栄養細菌については、年1回、十四山保育所(佐屋配水場系)にて検査します。他の採水地点においてはその結果により検査が必要と判断される場合に実施します。その他、優先度の高いとされた農薬類については受水浄水の検査結果で確認し、有機物等($KMnO_4$)については毎月検査項目の有機物(TOC)の検査結果により必要に応じてTOCに合わせて測定します。 ・配水元と給水末端での水質を比較するため、ランゲリア指数を年4回、3箇所の配水場と各系統末端(佐屋配水場系統:愛厚ホーム佐屋苑、弥富配水場系統:大藤保育所、立田配水場系統:船頭平閘門公園)にて検査します。	